

仕 様 書

業務名

腸内細菌培養検査等業務

1 腸内細菌培養検査について

検査項目

赤痢菌、サルモネラ属菌（チフス・パラチフス含む）、病原性大腸菌 0157・0111・026

業務内容

毎月1回、夏場（5月から9月）の5ヶ月間のみ月2回、市内公立5保育園等をまわって職員の検体を回収し検査を行い、検体回収から7日以内に結果を生駒市幼保こども園課にまとめて送付する。

事前に幼保こども園課から提供される対象者名簿に基づき検査資材を用意し、回収日の1か月前を目途に検査用資材の配布を市役所及び各園に行うこと（3カ月毎を目途に年4回程度に分けて配布）。

検査結果が陽性の場合は、電話にて園と幼保こども園課へ早急に報告を行い、書面での報告をすること。なお、書面報告書には検査日・報告日を記載すること。

各園の一回当たりの検査件数を下記に示す。

南こども園 概ね65件程度

ひがし保育園 概ね65件程度

小平尾保育園 概ね33件程度

中保育園 概ね78件程度

生駒幼稚園 概ね36件程度

幼保こども園課 概ね4件程度（回収は中保育園）

以上の計281件程度／回とし、年間で4777件程度とする。

生駒幼稚園以外の園については、定期の検便とは別に、必要に応じてノロウイルス検査の実施をする。必要がある場合に速やかに依頼できるよう、予め各園にキットを配布すること。なお、料金は検査を依頼した場合に請求するものとし、使用しなかつた場合の容器は契約終了時に回収すること。

南こども園 6セット

ひがし保育園 6セット

小平尾保育園 3セット

中保育園 6セット

ノロウイルスの検体は、要請があれば早急に園に回収に行くこと。検査結果については電話にて園と幼保こども園課へ早急に報告を行い、書面での報告をすること。

検査資材

- (ア) 検便容器
- (イ) 容器及び袋用ラベル（袋に印字されている場合は不要）
- (ウ) 検体提出用袋（中身の見えないもの、また、容器全体が収まり、袋の口が閉まる又は折り込みができる形状のもの。）

資格

- ・本市の令和7年度物品・委託業務業者登録一覧表で、取扱希望品目分類表のH（各種委託業）又（臨床検査）に登録のある者
- ・公告日から過去5年間において、国又は地方公共団体の発注する腸内細菌培養検査等業務契約の実績（履行中のものを除く）を有する者（金額は問いません。）

各園住所

園名	住 所
ナカ 中 保育園	〒630-0258 生駒市東新町8-28
ひがし保育園	〒630-0212 生駒市辻町22
ミナミ 南 こども園	〒630-0226 生駒市小平尾町25-1
コ ピラオ 小平尾保育園	〒630-0226 生駒市小平尾町1553-1
ニンテイ 認定 こども園 生駒幼稚園 エンイコマヨウチエン	〒630-0261 生駒市西旭ヶ丘18-12

2 尿検査について

検査項目

尿検査（蛋白、糖、潜血）

業務内容

契約締結後速やかに市内公立4保育園（中保育園、ひがし保育園、南こども園、小平尾保育園）へ検査資材を配布し、年2回、4月と11月に各園児の検体を回収（予備日1日含む）し、検査を行い、結果を報告すること。検査結果については、偽陽性者及び陽性者が出了場合は速やかに偽陽性者及び陽性者の結果のみ先に書面にて各園に報告すること。なお、偽陽性者及び陽性者には二次検査を実施する。対象者リスト及び検査資材を園に配布すること。陽性者がいなかった場合でも全員の結果は回収から7日以内に書面にて幼保こども園課に送付すること。

なお、書面報告書には検査日・報告日を記載すること。

南こども園 概ね221件程度

ひがし保育園 概ね 180 件程度
小平尾保育園 概ね 65 件程度
中保育園 概ね 233 件程度
以上の計 699 件程度／回とし、二次検査の年間 64 件程度を合わせ、
年間で 1462 件程度とする。

検査資材

- (ア) 採尿容器：尿スポット（一次・二次共通）
- (イ) 容器及び袋用ラベル（袋に印字されている場合は不要）
- (ウ) 検体提出用袋（中身の見えないもの、また、容器全体が収まり、袋の口が閉まる又は折り込みができる形状のもの。）
- (エ) 採尿用コップ（マチ付き折りたたみコップ）

検査結果報告書

(1) 様式 1：尿検査対象者名簿兼結果表

一次検査及び二次検査終了後、各園にクラス別で 1 部ずつ作成（未提出者も含む）し、各検査の検体回収日から 7 日以内にまとめて幼保こども園課へ送付する。

3 請求について

腸内細菌培養検査、尿検査いずれも毎月の請求とし、実施した月分を翌月の 5 日までに請求すること。

契約期間

契約の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

その他

入札書には各検査毎の 1 検体当たり単価（税抜き）に各検査毎の年間予定期数を乗じたものを、すべて合計した額を記入するとともに、内訳書に各検査毎の 1 検体当たり単価（税抜き）を記入すること。なお、内訳書は入札書の根拠となるため、必ず合致させること。

この仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、決定する。